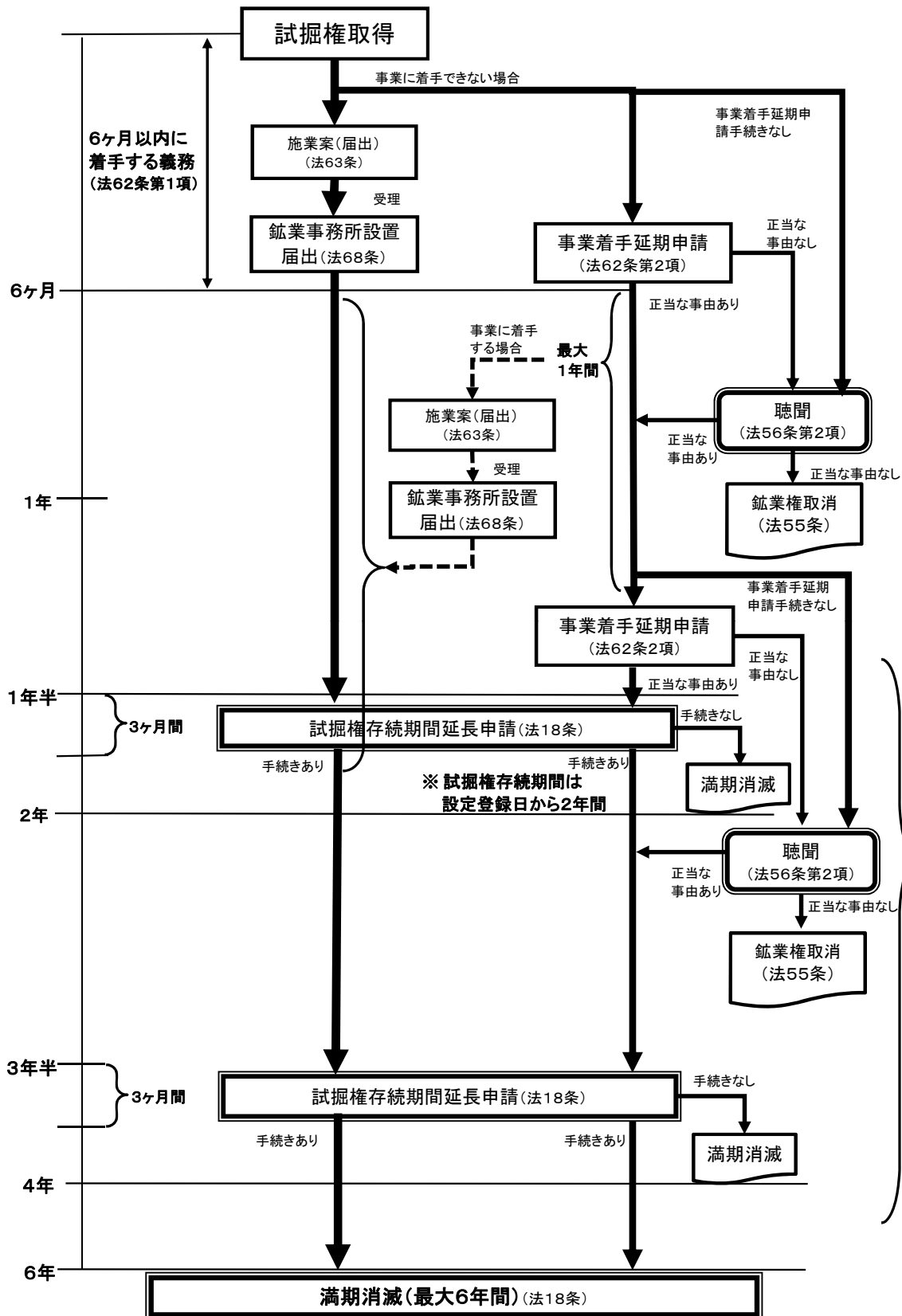


鉱業権に関する手続きフロー

(試掘権：石油・可燃性天然ガス以外の鉱物)



※事業に着手できないとき、又は引き続き事業を休止しようとするときは、最大1年毎に経済産業局長の認可を受けなければならない。

※事業に着手した後に休止する場合は、事業休止申請し、経済産業局長の認可を受けなければなりません。また、引き続き休止をする場合は、最大1年毎に経済産業局長の認可を受けなければなりません。(法62条第3項)

- : 鉱業権者が行う行為・手続き等
- : 局が行う行政行為・手続き等
- : 局が行う行政処分等